# 社会科における男女共同参画教育の構想 -スウェーデンの教育を手がかりとして-

田島駿己

#### 1.研究の目的

日本は 2014 年 10 月に世界経済フォーラムが発表した、国別のジェンダー・ギャップ指数において、136 カ国中 104 位という他国と比較しても極めて低い順位を記録した。男女間の平等の遅れが進む一方で、生産年齢人口はどんどん減少している。労働人口の減少が懸念される現代では、男女共同参画によって、両性が社会で潜在力を発揮されなければならない。

注目すべき点はジェンダー・ギャップ指数において上位を占めるのが、北欧の国々であるということである。北欧と日本では制度上の違いがあるのは当然だが、私はそれ以外にも、制度上の違い以外に、教育における違いがあるのではないかという仮説を立て、研究を行った。

### 2.研究の概要

#### (1)第1章

まず第1節において男女共同参画社会の理念について考察した。中でも、男女共同参画を形成するにあたっての根本にあったジェンダー概念について把握した。また他の理念では男女共同参画社会基本法における定義、それから5つの基本理念を取り上げた。これらから読み取れたのは、男女共同参画とは性別によって自らの選択の意思が妨げられ、社会の活動に参画していくことが出来ない社会の現状を打破していくということが求められるということであった。

また、権利が均等であると同時に、義務や 責任においても均等であるということも読 み取れた。また 5 つの基本理念においては、 どちらか一方の性を優遇するのではなく両 性の平等を人権の尊重の視点から確保し、 社会や慣行、政策や家庭等あらゆる方面に おける両性の活躍の場をつくる必要がある ことを確認した。そして、定義や理念によって見出した重要な柱を、男女共同参画教 育の定義において関連させていくこととし た。

第2節では、男女共同参画の変遷と現状について確認した。現状については、男女共同参画と関連する3つの指数を取り上げながら、世界的に見ても男女共同参画が遅れている現状を確認した。男女共同参画社会の形成は日本社会の21世紀の最重要課題であり、性別役割分業が男女の不平等を生みだしていることに加え、少子高齢化や社会経済情勢の変化によってこれからの社会が性別役割分業によって成り立たなくなり、労働人口の減少が懸念される現代では、共同参画によって、両性が社会で潜在力を発揮されなければならないことを指摘した。

第3節では、教育における男女共同参画の必要性について述べた。学校現場においては隠れたカリキュラムや、今まで造られてきた風習や慣習を見直すこと抜きにしては、現状の隠された性差を打破することは難しいことを指摘した。また、学校教育における必要性としては、男女共同参画の

第3次基本計画をもとに、学校教育全体を 通じた指導の重要性を指摘した。学校と社 会の間でギャップが生じていることから学 校において社会の現状を踏まえた教育がな されていないことを指摘した。社会科教育 における必要性としては、

学習指導要領における明示の不足、人権・ 法律上において男女が平等であると教える だけの現状を指摘した。そして、社会科で は政治・経済などの公的領域から女性を排 除し、女性を男性との差異で定義してきた 社会の仕組みを問い直すことが必要である ことを提示した。様々な男女共同参画をめ ぐる問題に気づくことで、公民的資質の育 成にもつながり、男女共同参画社会の実現 にむけて大きな貢献を果たすと筆者は考え た。

#### (2)第2章

2 章では、男女共同参画の視点による スウェーデンの教育分析を行った。第1節 ではスウェーデンの教育政策と男女平等に ついて考察した。スウェーデンでは義務教 育年数において日本と共通していること、 基礎学校における無償化という観点では、 スウェーデンの方が日本と比較するとやや 進んでいること、スウェーデンの社会科の 学習時間が日本よりも多くなっており、学 期数もゆとりがあることを見出した。また、 男女平等を取り入れた教育政策の変遷おい ては、戦後からの一貫した男女平等の視点 を取り入れた教育政策を行ってきたこと、 学校という場の役割を明記していること、 問い直す授業の提案を行っていることを特 徴として指摘した。さらに現状の教育政策 においては、男女平等の教育は大前提であ ることはもちろん学校現場における努力義 務まで言及していること、学校が性別役割 のような隠れたカリキュラムによるメッセ ージを見直すことにまで言及していること や、教師が授業において男女平等を達成す る必要があることを言及していることを特 徴として取り上げた。

第2節においては、スウェーデンの男女 平等をめぐる現状について取り上げた。ス ウェーデンの社会制度では、政治や管理職 につける位置に女性が多いため、発言権や 主導権が増え、ワークライフバランスが取 りやすい社会のシステムが構築されやすく なることにつながっていることを指摘した。 家庭生活においては、スウェーデンにおけ る性別役割に対する反対意識の高さに注目 し、社会において両性が対等な環境をつく る上でその根本となる意識であることから 非常に重要であることを述べた。それらが、 充実した福祉や育児制度にもつながってい ることを考察した。学校現場における現状 としては、「学校の根源的価値」として、個 人の自由と人間としての尊厳を、学校が具 現化し仲介しなければならないとしている ことから、服装やアクセサリー、髪の色な どに関して寛容であるため、隠れたカリキ ュラムが生まれにくいということを指摘し

第3節では、スウェーデンの社会科について考察した。スウェーデンの社会科は地理・歴史・宗教・社会の4つからなり、問題について考えさせようという姿勢が社会科全体を通じてみられることを述べた。また、社会科の目標を見ていくと、日本に比べて男女平等に関しての記載が多いことはもちろん、低年齢のときから男女平等につ

いて学校で取り組むことや、性差をただ学 ぶのではなく、読み取り、気付くといった ことが特徴であることを指摘した。

第4節では、スウェーデンの社会科教科 書『あなた自身の社会』の分析・考察を行った。

スウェーデンでは日本と違い教科書検定 はなく、教科書の採択は各学校が自主的に 行う前提を確認した。また『あなた自身の 社会』の概要として、義務教育の修学年限 の9年間のうち、8年生向けの教科書であ ることを確認した。教科書内では、挿絵や グラフを通じて生徒が自ら課題について考 えるという、自ら「考える」教育になって いるという点を強く指摘し、そうした気づ きによって性差が生み出した大きな社会問 題を解決していくことにつながっていくと 述べた。また、身近な性別役割の見直しを 通して、社会的・文化的に造られた性差の 存在に気づき、現在の社会の中にある差別 を通じてそれらを問いなおししようとして いる点も特徴として挙げた。

第5節では、日本の教科書と比較した上で、日本では男女の平等と権利について考えることや、男女間の差別が残っていることは明確に提示していることはよく分かるが、その差別の原因、根本である性的役割の意識にはあまり触れていないことを指摘した。また、課題を通して生徒自身に考えさせるのではなく、差別があること自体を教えているという傾向があると述べた。

# (3)第3章

第3章では、スウェーデンにおける男女 平等との比較から見えた、日本が持つべき 視点を提示し、社会科における男女共同参 画教育の構想を提案した。第1節においては、男女共同参画教育の定義付けを行った。社会科教育において取り上げるべき視点として、□政治・経済などの公的領域から女性を排除し、女性を男性との差異で定義してきた社会の仕組みを問い直すこと□法令や用語を教えること中心の、正か誤かという記憶した知識だけを問うような単純な「教える」教育から脱却すること。□男女の性差について現状を理解しながら、生徒自信が考え答えを導き出し、身近な生活や体験談等の様々な場面から考え、性別役割自体の見直しを図る「考える」教育を行うこと

という 3 点を指摘した。そして、1 章でみてきた男女共同参画社会の定義と組み合わせながら、男女共同参画社会教育を「身の回りの性別役割に気付かせることによって、性格差を作りだしてきた社会の仕組みを問い直し、男女が社会の対等な構成員として自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、男女が均等にあらゆる利益と責任を共有できる社会の在り方について主体的に考えていく態度を育成する教育」とした。)

2 節では、社会科における男女共同参画教育の考案ということで、具体的に構想する学年や関連させる単元を選定した。そして、制度上において男女の性差や性別役割について触れる機会が多く、進学や就職などの人生の選択を迫られることから、中学生という時期に男女共同参画について取り上げることで、性別にとらわれない自らの将来選択を考えるきっかけとすることにした。単元と関連する項目としては、現在の学習指導要領の社会科の項目において唯一直接的に男女の平等に関して記述しており、

社会生活や現代社会における見方や考え方を養い理解を促進する、公民分野における「私たちと現代社会」が最も適切だと考えた。ただし、筆者は男女共同参画を一つの大きな単元として扱っていくべきだとし、身の回りの性別役割に気付かせ、社会の仕組みを問い直し、その上で男女共同参画に対しての自らの意思を考えていくため十分な時間も必要であることから、特設単元として設定することとした。

#### (4)第4章

第4章においては、実際に単元を構想し 指導案を作成した。「男女共同参画社会を 生きる」という第単元のもと、「私たちの 生活と性別役割」、「男女間の不平等をめぐ る歴史と現在」、「これからの男女共同参画 社会と私たち」という3つの小項目を設置 し、3時間構成とした。1時間目において は性差を生み出す意識の根本にある性別役 割の意識に触れることとした。2時間目で は定義の「性格差を作りだしてきた社会の 仕組みを問い直し」に関連し、男女の不平 等が歴史的に形成されてきた変遷が現在にど のようにつながっているかを生徒が読み取 れるようにするためである。

3 時間目においては、男女共同参画に対して、自分が性差にとらわれずどのように主体的に行動していくかを考えていくこととした。これが、定義における「男女が均等にあらゆる利益と責任を共有できる社会の在り方について主体的に考えていく態度を育成する」という最もメインの部分となる。

以上が本論文の内容をまとめたものであ

る。本研究を通して、スウェーデンの制度 や教育、教科書といった様々な比較対象を 通して、日本における男女共同参画の取り 上げ方について考えていくことができた。 スウェーデンという国は、本当に優れた男 女平等に対する価値観を持っている。それ を形作っているのは、やはり性別役割に対 する考え方の違いが根本にあるのだと思う。 日本の教育においても、筆者が提案したよ うな形以外でも、積極的に性別役割を見直 していくような実践を行っていってほしい。

## 3.今後の課題

今後の課題としては、まず実際にスウェーデンに出かけて調査を行いたいということである。今回は残念ながらスウェーデンの学校現場に直接出かけて特徴を取り上げることはできなかった。実際の教育現場では、文献や統計資料では語りつくせない真実がたくさん眠っているはずである。機会を見つけて、是非とも行ってみたい。

また、今回は男女共同参画ということで、「男」と「女」という性別の前提のもと論じていったが、セクシャル・マイノリティに対してどうしていくのかといった配慮を今後は考えていく必要がある。性別役割によって順応している現代では、どうしてのといってもとして排除しがちである。スウェーデンが、まからも含めて差別を禁じていることが、第2章の目標の中の性的指向に関する文言からも分かる。日本においても、学校現場において直面するかもしれない事例の一つである。男女共同参画社会の達成と同時に、そうした個性をもっている人たちを排除せず、どのような考えをもって共に歩んでい

くかを考える必要もあるだろう。

最後に、社会科ということで、さらに学年を低年齢化させ、中学校一年生や小学校5,6年生における実践も今後は考えていきたい。スウェーデンにおいては低年齢からの男女平等に関する取り組みを行っていることを述べたが、日本においては中学校3生における実践が成功した場合、学年を下ろして早い段階から教育を行っていくようにスライドしていくといいだろう。今回構想した授業案も、筆者が学校現場に赴任した際は是非とも実践してみたい。